

財団法人インターネット協会
迷惑メール対策セミナー[仙台]
日本ソフトウェア科学会第22回大会チュートリアル

迷惑メールの動向と法律

2005年9月12日

財団法人インターネット協会 迷惑メール対策委員会 メンバー
木村 孝(ニフティ株式会社)

目次

1. 最近の迷惑メールの状況
2. 迷惑メールの送信方法の変化
3. 迷惑メールからの防衛手法と法律問題
4. 政府による迷惑メール対策
5. 迷惑メールに対する法規制
6. 迷惑メールに関する政府間、民間の国際協調
7. 迷惑メールに関する国内ISP間の協調

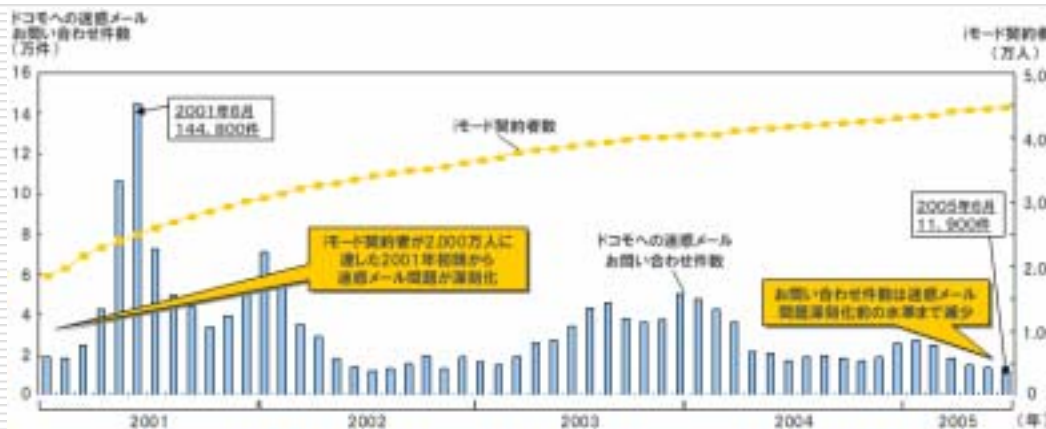
迷惑メールとは

- Junk mail, UBE (Unsolicited Bulk Email), UCE (Unsolicited Commercial Email), spam mailなど色々な呼び方があるが、日本では公式には「迷惑メール」と呼ばれている。
- 迷惑メールの定義は主観的なものであり、ウイルスメールや送信元の詐称により、エラーメールがバウンスで戻るもの、フィッシングメールなど様々なものが含まれる。人によっては自分で登録したメーリングリストに登録したこと自体を忘れて、迷惑メールだと思っている人もいる。
- よく米国などで「メール全体に占める迷惑メールの比率は80%」という報道を見るが、ISPなどがメールの中身をチェックできるはずはないので、それは単に大量送信されるメールとしてしか判別できないはずである。
- 法的には「特定電子メール」として、商用目的のもののみが定義され、規制されている。

最近の迷惑メールの状況

1. 迷惑メールの被害の主流は携帯電話からPC向けインターネットへ
2. ピークは2001年6月の14万件(ドコモへの問い合わせ件数)
3. 2005年6月は1.1万件と1/14に減少
4. その理由は携帯電話会社の対策の強化
 - A) 大量の宛先不明メールに対するサーバでの受信ブロックにより、アドレス開拓目的のメール数が1日平均8億通から700万通に99%減
 - B) 携帯電話発の迷惑メール送信者への利用停止処置の徹底(2003年より累計6,674件)および送信通数制限(1日あたりiモードメール送信1000通未満)。
 - C) 受信者側でのブロック機能の強化
 - D) ドメイン指定受信のフィルタリング機能の提供

アドレス指定受信
 他のキャリアやインターネットからのメールの受信拒否
 メールアドレス初期設定値の英数字化
 「未承諾広告」拒否



迷惑メールの送信方法の変化

- 初期のころは通常のメールと同様に送信
- 自分でサーバーを立てて、ISPのSMTPサーバーを経由せずに送るようになる。
 - 送信者に関する情報を隠すことができるし、送信側のISPにチェックされにくいというメリットがある。
 - 受信側のISPから見れば、一つのIPアドレスから大量にメールが来るのでブロックや流量制御される可能性がある。
- ウイルスなどのマルウェアにより乗っ取られゾンビにされた常時接続のPCをコントロールすることで分散して送信する。(最新)

迷惑メールからの防衛手法と法律問題

- ISPは電気通信事業者として、電気通信事業法の規制を受ける。

(検閲の禁止)

第3条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

- 通信両当事者の了解がなければ、ISPは通信内容を見ることはできない。
- 通信の秘密は通信全て、否通信の存在の有無にも及ぶので、インターネットプロトコルのIPアドレスやメールのヘッダー部分についても及ぶとされている。
- ヒューリスティックやベイジアンなどのフィルタリングの技術は受信者の個別の了解がなければISPは適用することができない。
- TCPポート25番のブロックも送信者の了解がなければ行うことはできない。了解は約款(会員規約)ではなく個別に行う必要がある。
- 大学は電気通信事業法にいう「事業者」ではないので、大学が学生に提供するメールサービスには電気通信事業法の適用はないとされる。

政府による迷惑メール対策

□ 総務省 電気通信消費者情報コーナー「迷惑メール対策」

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html

- 第1次 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 平成13年度 平成14年の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特電法)として成立
- 第2次 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 平成16年度 特電法の平成17年改正

□ 経済産業省 消費者政策 特定商取引法「迷惑メール対策」

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tokushoho/kaisei2002/main.html>

- 電子メールによる一方的な商業広告の送りつけに「未承諾広告」送信者の氏名又は名称の表示義務を課す改正を平成14年度に行った。

□ 総務省、経済産業省それぞれの「迷惑メール追放支援プロジェクト」

- 総務省、経済産業省が自ら設置したモニター機で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知し、迷惑メール送信に使われたISPによる利用停止措置等を促す。(いわば官製ハニーポット)

迷惑メールに対する2つの法規制

- 平成14年に成立した2つの迷惑メール対策法の概要
- 総務省の「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」と経済産業省の「特定商取引に関する法律」の2つがある。(特定商取引に関する法律はもともとは訪問販売、通信販売などを規制する法律であり、平成14年の改正で広告メールの送信に関する条項が加えられた)
- 総務省の法律は主にメールの送信者(「営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送る」場合)の行為を規制するものであるのに対し、特定商取引法は商品の販売者やサービスの提供をする事業者の広告の方法を規制するものである。
(メールの送信者と営業を行うものは必ずしも同一人物とは限らない)
- 違反者に対し、大臣が処置命令という行政指導をだすことになっているが、迷惑メール送信者が送信者情報を偽装するため特定できず、過去3年で総務省が3回、経済産業省が独自に1回しかだされていない。(*1)

平成17年6月15日、経済産業省は迷惑メールを送った出会い系サイト・アダルト画像サイト事業者2社に対し初の業務停止命令を行った。

- 特電法では罰則はこれまで処置命令違反に対してのみ、50万円以下の罰則が適用されることになっているが、過去この罰則が適用された事例はない。

平成14年の特電法の問題点

- 平成14年の特電法では非合法的迷惑メールを送信した人間に対し、行政上の処置命令を発し、それに従わない場合刑事罰(罰金)となる。
- しかし迷惑メール送信者は送信者の情報を隠すので、受信側からは送信者を特定することが難しい。
- 警察が裁判所の捜査令状を以ってISPの通信ログを差し押さえれば送信者を特定することができる。
- 令状は刑事事件でないと発せられない。従って迷惑メール規制法ではほとんど迷惑メール送信者の逮捕、処罰ができないという矛盾があった。
- 平成17年の改正で、送信者情報を偽って送信した場合に直罰(最初から刑事罰を課すこと)が導入された。
- また、ISPが迷惑メールを受信したときにそれをブロックすることができる条件が非常に厳しく限定されていた。

一時に多数の架空電子メールアドレスに対し送信がされた場合において、自己の電気通信設備の機能に著しい障害を生ずることにより電子メールの利用者に対するサービスの提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該架空電子メールアドレスに係る電子メールの送信をした者に対し、その送信をした電子メールにつき、サービスの提供を拒むことができる。(一部省略)

迷惑メールに関する政府間、民間の国際協調

- 総務省と経済産業省は今年4月アジア太平洋地域の11機関との間で「スパム対策の協力に関する多国間MOU(覚書)」に合意。

日本 総務省(MIC)経済産業省(METI)

韓国 情報セキュリティ庁(KISA)

香港 貿易工業情報科学技術局(CITB)

フィリピン 国家コンピュータセンター(NCC)

マレーシア 通信マルチメディア委員会(MCMC)

ニュージーランド 経済開発省(MED)

オーストラリア 通信庁(ACA)

中国 インターネットソサエティ(ISC)

台湾 コンピュータ危機応答チーム/コーディネーションセンター

コンピュータ危機応答チーム(PH-CERT)

タイ王国 情報通信技術省(MICT)

- - ・反スパム規制の確立と執行のための政策と戦略に関する情報の交換
 - ・スパム問題に対する技術的、教育的解決策に関する情報の交換
 - ・規制政策の効果的利用と執行のサポートに関する戦略と情報の交換
 - ・他国/地域に関する情報の交換
 - ・協力形態としては、情報交換チャネルの確立、相互派遣・訪問、産業界と政府との連携の奨励

- 平成16年12月8日日仏定期協議

- 平成17年2月10日日伊定期協議

- 2月24日「国際的反スパム協力に関する共同声明」(ASEM第4回電子商取引に関する会合(ロンドン))
欧州25ヶ国、アジア13ヶ国の計38ヶ国が反スパム対策に共同で取り組むことに合意。

- 3月9日OECDスパムタスクフォース第2回会合

「アンチスパム・ツールキット」関係資料(各国の規制、国際協力に関する取組、民間事業者の自主規制等)について議論。

- 5月3~4日ASEAN通信規制庁アンチスパムワークショップ

- インターネット協会はオーストラリアのインターネット産業協会とMOU締結を推進中

迷惑メールに関する国内ISP間の協調

- インターネット協会 迷惑メール対策委員会
http://www.iajapan.org/anti_spam/
- JEAG (Japan Email Anti-abuse group) <http://www.jeag.jp/>
- Yahoo! Japan/msn 迷惑メール撲滅連絡会
- Telecom-ISAC Japan <http://www.telecom-isac.jp>
- 日本インターネットプロバイダー協会 <http://www.jaipa.or.jp>
- 迷惑メール対策に関する技術交流会 <http://www.antiabuse.jp/zilwan/>